

# 低入札価格調査制度の改正について

敦賀市総務部契約管理課

敦賀市の低入札価格調査制度について次のとおり改正いたします。

## 1 改正内容

対象案件を「予定価格が概ね1億5千万円を超える工事のうち、低入札価格調査制度の適用が適当であると敦賀市が判断したもの」から「予定価格が概ね3千万円を超える工事のうち、低入札価格調査制度の適用が適当であると敦賀市が判断したもの」に改正します。

## 2 改正日

上記の改正については、令和3年8月1日以降に公告を行う工事から適用します。

